令和３年８月３１日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦　様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会
会長　　宮田　広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和３年７月２０日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 22 条の規定に基づく処分に係る審査請求（H30-10 号）について、下記のとおり答申します。

記

１　審査請求は、認容すべきである。

〔理由〕

(1) 本件処分の手続きには、問題はない。

(2) 処分庁は、当初、就労継続支援の対象者である「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」であると判断して、支給決定を行っているにも関わらず、その決定を取り消すにあたって、給与収入のみで判断しており、本件処分をするにあたっての十分な理由が認められないことから、本件処分内容は適切ではない。